

新 (R6. 10. 15 適用版)	現 行
<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務等委託料算定基準 (令和6年10月15日)</p> <p>1. 目的 この基準は、福島県土木部が所掌する建築物及びその附帯施設（以下「県有建築物」という。）に係る<u>設計業務等</u>（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>令和6年国土交通省告示第8号及び平成27年国土交通省告示第670号</u>の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 消費税相当額 消費税相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) * × (消費税等率) ※業務価格のうち、課税対象分とする。</p>	<p style="text-align: center;">※変更箇所のみ抜粋</p> <p style="text-align: center;">建築関係設計業務等委託料算定基準 (令和3年10月15日)</p> <p>1. 目的 この基準は、福島県土木部が所掌する建築物及びその附帯施設（以下「県有建築物」という。）に係る<u>設計等の業務</u>（建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務をいう。以下同じ。）等を委託に付する場合において、予定価格のもととなる業務内訳書に計上すべき当該業務委託料（以下「設計業務等委託料」という。）の積算の標準的な方法について、<u>平成31年国土交通省告示第98号</u>の考え方にに基づき必要な事項を定め、もって設計業務等委託料の適正な積算に資することを目的とする。</p> <p>3. 設計業務等委託料</p> <p>3. 4 設計業務等委託料を構成する費用の算定</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 消費税相当額 消費税相当額は、次式により算定する。 (消費税等相当額) = (業務価格) <u> </u> × (消費税等率)</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>